

# 令和6年度住まいの問題を解決する家守り（やもり）プロジェクト 業務委託に係る企画コンペ実施要領

## 1 趣旨

この要領は、「令和6年度住まいの問題を解決する家守り（やもり）プロジェクト」（以下「本業務」という。）において、企画コンペ方式により、業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務の内容

- (1) 名称  
令和6年度住まいの問題を解決する家守り（やもり）プロジェクト
- (2) 業務内容  
別添「令和6年度住まいの問題を解決する家守り（やもり）プロジェクト業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間  
契約締結日から令和7年3月14日（金）まで
- (4) 契約額  
選定された提案者の提案内容を踏まえ、予定価格を決定の上、見積り合わせを行い決定する。
- (5) 予定する委託料（予算額）  
9,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 応募資格

業務の実施に必要な能力を有する者で、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者
- (4) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

## 4 企画提案内容

- (1) 相続登記推進キャンペーンの実施について  
仕様書に記載しているセミナー等ごとに、開催スケジュール、講師案、開催場所、参加者の募集方法、広報方法（広報手段、広報先）、実施体制について提案すること。
- (2) 所有者や地域住民の意識醸成・啓発について

- ① 意識醸成のための勉強会については、開催スケジュール、講師案、開催場所、参加者の募集方法、広報方法（広報手段、広報先）、実施体制について提案すること。
  - ② 土地・建物の活用に係る情報発信・啓発については、仕様書の内容を踏まえた上で、実施体制、コンテンツの仕様（デザイン、構成等）について独自に工夫する点を提案すること。
  - ③ 総合的な土地・建物活用マニュアルの作成等については、仕様書の内容を踏まえた上で、実施体制、マニュアルの仕様（紙質やサイズ等を具体的に記載）、デザイン、構成等について独自に工夫する点を提案すること。
- (3) 事業報告会の開催について  
開催スケジュール、開催場所、参加者の募集方法、広報方法（広報手段、広報先）、実施体制等について提案すること。
- (4) その他  
上記(1)～(3)以外に、本事業の趣旨に沿って実施したい企画がある場合は、実施内容、スケジュール、実施体制等について具体的に提案すること。

## 5 スケジュール

- (1) 企画募集開始 令和6年5月1日（水）
  - (2) 質問受付期限 5月10日（金）
  - (3) 質問回答 5月17日（金）
  - (4) 企画提案書等提出期限 6月7日（金）
  - (5) 業者選定結果通知 6月中旬（予定）
  - (6) 契約締結 6月下旬（予定）
- ※ 事前説明会は実施しない。
- ※ 提出書類は全て午後5時必着とし、郵送の場合は、6月7日（金）消印有効とする。

## 6 企画コンペの手順等

- (1) 質問及び回答
  - ア 受付方法  
本業務に関する質問がある場合は、質問票（様式第1号）により、末尾「12 書類提出先」に電子メールで提出すること。（電話で受領確認を行うこと。）
  - イ 回答方法  
上記期日までに、県ホームページにおいて公表する。
- (2) 参加申込書の提出
  - ア 提出書類
    - ① 応募書（様式第2号）
    - ② 企画提案書（様式任意）  
原則としてA4用紙たて使用、横書き、左綴じとする。（着色可）
    - ③ 参考見積書（様式任意）  
調査経費等、種類ごとに金額の内訳を明記すること。

※ 正式な見積については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提出した応募者に改めて依頼する。

- ④ 県が行う契約からの暴力団排除措置に係る関係書類  
鹿児島県「役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格者名簿」  
に登載されていない応募者については、以下の書類を提出すること。

＜「誓約書（様式第3号）」及び「役員等名簿（様式第4号）」＞

- ⑤ 会社概要、類似案件の実績表（様式第5号）

- ⑥ 納税証明書（法人格を有する場合）

※県税に未納がないことの証明書

- ⑦ その他

これまでの実績やアピールしたい資料があれば、併せて提出してもよい。

#### イ 提出方法

下記（「10 書類提出先」）に記載の提出先に、持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、発送当日に応募先担当課まで御連絡ください。

※FAX、電子メール等での応募は受け付けません。

#### ウ 提出部数

上記①、④、⑥ … 1部、上記②、③、⑤、⑦ … 2部

## 7 審査

### (1) 審査・選考の方法

企画提案の審査は、委託業者の選定を行うために大島支庁に設置する選定委員会において行うものとし、プレゼンテーションは行わず、提出された企画提案書等の内容について、審査基準（別表）により、総合的に評価して得られた総合評価点数が最も高い業者を最優秀提案者とする。

したがって、評価提案者の提案意図等を十分説明できるよう、提出書類を作成すること。

### (2) 選考結果

審査結果は、決定後速やかに全提案者に書面にて通知する。

なお、審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

## 8 契約予定者の決定方法

### (1) 契約の相手方

審査会において上記により最優秀者となった者を委託候補者とし、詳細な業務内容や契約条件を定めた仕様書について鹿児島県と協議・合意した後に委託契約を締結する。

### (2) 次点の繰上げ

審査会から推薦された委託候補者が、正当な理由なく契約しないとき、協議が整わなかったとき、参加要件を失ったとき、または提出書類に虚偽の記載がされていたときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者と契約内容について協議を行った上で、契約を締結するものとする。

## 9 その他

- (1) 提出書類の作成等，参加に要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類等は返却しない。
- (3) 提出書類は審査を行う作業に必要な範囲において複製する場合がある。
- (4) 提出書類，審査内容，審査経過については公表しない。
- (5) 提出書類の内容に，特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利が含まれる場合，その使用に関する全ての責任は，参加者が負うものとする。
- (6) 業務を実施するに当たっては，県と協議して進めていくものとし，提案された内容を全て実施することを保証するものではない。
- (7) 天災地変その他やむを得ない理由により，業務の全部又は一部を発注できない場合がある。
- (8) 企画書による提案内容及び本契約により制作された成果物等の著作権は鹿児島県に帰属する。

## 10 書類提出先

〒894-8501 鹿児島県奄美市名瀬永田町17-3

鹿児島県大島支庁総務企画課地域振興係（担当：迫，小濱）

TEL：0997-57-7218

FAX：0997-57-7219

E-mail：oosima-s-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp